

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>只今より、第257回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には小野地区の和田委員と、浅海地区の原田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、久谷地区の東村推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号までの9件の議案が提出されておりますが、追加提出されております議案第10号も併せて御審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号から第3号までを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
伊賀上大輔次長	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。</p> <p>令和6年12月23日から令和7年1月25日までに専決処理した案件は4条届出が6件、5条届出が10件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番から4番は関連する案件でございますので併せて御説明いたします。本件は、農地法により、平成24年10月10日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が破産したことから破産管財人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>5番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>6番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自</p>

作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

7番、8番は関連する案件でございますので併せて御説明いたします。本件は、中間管理機構を通じ、強化促進法により、令和元年12月11日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、使用賃借権に設定変更し再度、中間管理機構を通じ賃借人へ貸すとしております。

9番、10番は関連する案件でございますので併せて御説明いたします。本件は、中間管理機構を通じ、強化促進法により、平成30年12月11日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、ほかの就農者へ貸すとしております。

11番、本件は、強化促進法により、平成31年2月1日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後はほかの就農者へ貸すとしております。離作補償は無いとしております。

12番、本件は残存小作でございます。

本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

13番、本件は残存小作でございます。

本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長

以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。  
次に、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。  
事務局の説明を求めます。

伊賀上大輔次長	<p>御手元に審査基準1号から6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約80アールを耕作する農地所有適格法人でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、3番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約348アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約1アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、NPO法人で新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を解除条件付きで借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約43アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番、譲受人は、農地約66アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>新規農業の案件は1件で、5番であります。所在地が浅海地区でありますので原田委員から説明をお願いします。</p>
原田裕三委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、解除条件付の使用貸借契約により、この度、浅海地区にて、農地を借り受け、ブルーベリー等を生産し新規就農を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたで、</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は本人保留となりました。そのため、第5号議案の御審議は不要です。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件は、本人保留でございますので、次に、議案第6号、「令和6年度 第11号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままでは結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>越智徹主査</p>	<p>本日の案件29件のうち、使用貸借権の設定は75筆、賃貸借権が7筆、所有権移転が18筆で、設定総面積は94,292.68平方メートルです。</p> <p>その内訳は、新規が33筆、更新が49筆、売買が16筆、贈与が2筆となっております。</p>

10 ページ番号 1 の譲受人は約 837 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 2 から番号 6 までは譲受人が同一人のため併せて説明いたします。譲受人は約 757 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 7 及び 11 ページ番号 8 は譲受人が同一人のため併せて説明いたします。譲受人は約 420 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

12 ページ番号 9 及び番号 10 は譲受人が同一人のため併せて説明いたします。譲受人は約 58 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権又は使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。なお、番号 9 については、前回総会で取下げ予定のため、保留となったものです。その後、取下げ書の提出があり、改めて申請がなされたものです。

13 ページ番号 13 の譲受人は約 19 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

14 ページ番号 17 及び番号 18 は譲受人が同一人のため併せて説明いたします。譲受人は約 883 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。なお、13 ページ番号 16 も同一人ですが、更新のため省略させていただきます。

15 ページ番号 19 は更新であります。譲渡人と譲受人が同一人であるため、説明させていただきます。

本件の農地は基盤整備を行う農地中間管理機構関連 農地整備事業対象地であり、3月から使用できるようになったことから、今回手続きに入ったものです。事業の要件として、使用開始するときに、耕作者は中間管理機構を通じた貸借権設定が条件となっております。今回、譲受人に貸借設定を行うものでありますが、譲受人は地権者でもあったことから、自身と貸借権設定を行い、賃料を払うことは不自然となるため、今回 18 条 6 項の手続きを伴い、貸借権から使用貸借権の設定に切り替えるものです。

18 ページ番号 22 の譲受人は約 273 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

	<p>19 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明させていただきます。</p> <p>番号 23 の譲受人は、約 154 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 24 の譲受人は、約 95 アールを耕作する農業者で、田及び畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 25 の譲受人は、約 203 アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 26 の譲受人は、約 136 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>20 ページ番号 27 の譲受人は、約 52 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 28 の譲受人は、約 59 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 29 の譲受人は、約 63 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、松山市の公告日は、令和 7 年 2 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ありませんか。</p>
寺井克之会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 7 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題と</p>

<p>越智徹主査</p>	<p>いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地は、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>これは税務署の制度で、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」を交付することとなっていますので、本日の案件としております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1、番号2、番号3及び番号4の相続税の納税猶予を受ける相続人は、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の、地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局から説明が終わりました。本件についてご異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>伊賀上大輔次長</p>	<p>それでは御報告いたします。</p>

	<p>令和6年12月23日から、令和7年1月25日までに、専決処理した案件は41件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を、交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御説明します。</p> <p>本日、御審議いただく案件は、2件ございます。</p> <p>1件目、番号1は久谷地区、2件目番号2は、神和地区となっております。私からそれぞれの状況を御説明した後、地元委員から補足説明をいただき、農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>御手元に現地の状況を取りまとめた資料を御配りしておりますので、御覧ください。</p> <p>まず、番号1からご説明いたします。</p> <p>番号1は令和7年1月15日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地については、平成27年9月11日に、登記地目が山林、現況も山林の状態であったため、前所有者から現所有者の省国運輸株式会社に売買され、法務局での</p>

	<p>所有権登記が完了しているものですが、現在、農地台帳に現況地目が畑として農地登載があるため、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>現地調査については、令和7年1月23日に所在地である久谷地区の東村俊之推進委員と池田友邦委員、藤岡正勝委員、石原廣紀推進委員に事務局職員も同行し実施しました。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の写しです。</p> <p>3～4ページは、登記簿の写しです。</p> <p>5ページは、公図の写しです。</p> <p>6～9ページは、上空写真及び対象地を撮影した写真です。</p> <p>次に、番号2は、令和6年12月23日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地判断を依頼してきたものです。</p> <p>申請人から事前相談があり、令和6年12月23日に、所在地である神和地区の福田信次委員、東中島地区の松村博信委員と徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。</p> <p>11ページは、対象地を記載した地図の位置図です。</p> <p>12～23ページは、登記簿の写しです。</p> <p>24～32ページは、公図の写しです。</p> <p>33～48ページは、上空写真及び対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。</p>
井 克 之 会 長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>1番は、所在地が久谷地区でありますので東村推進委員からお願いします。</p>
東村俊之推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和7年1月23日に、私と池田友邦委員、藤岡正勝委員、石原廣紀推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、久谷地区で、申し出のあった土地は、窪野町乙373番4の1筆です。現地は、少なくとも17年以上は耕作されておらず、雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化していた状態でした。そのため、農地として復元することは極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。</p>

	<p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>2番は、所在地が神和地区の上怒和でありますので福田委員から申し上げます。</p>
<p>福田信次推進委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和6年12月23日に、私と東中島地区の松村博信委員、徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は神和地区で、申し出のあった土地は、上怒和甲11番、甲73番、甲629番2、甲679番、甲806番、乙19番、乙213番、乙307番、乙554番1、乙554番2、乙595番の合計11筆です。申請地は主に柑橘を栽培していた樹園地でしたが、急斜面で面積が広い一方、園地内は農機具や自動車が入るように整備されておらず、申請者の父が一人で従事していたため元々労力不足だったことに加えて、体調を崩したことも重なり、数十年前から次第に荒廃化が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>最後に、議案第10号「地域計画における目標地区の素案について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

越智徹主査	<p>それでは、御説明します。</p> <p>地域計画における目標地図の素案は農業委員会が作成することと以前から、御説明していたところです。今年度、実施した各地区での協議の場の結果を基に議案書のとおり目標地図の素案 43 地区分を作成いたしました。当初は 52 地区を予定しておりましたが、協議の結果、地区によっては地域計画作成しない地区等もありまして、結果として今回 43 地区分の作成に至ったものです。議案書に記載の地区名は市が定めた地域計画の名称となっておりますので、農業委員会の地区名とは異なっております。</p> <p>後方のスクリーンをご覧ください。スクリーンに表示させているのが、目標地図の素案になります。目標地図自体はシステムで作成するものになります。委員の皆様の手元にも、現時点での担当地区の一部の目標地図の素案をお配りしております。参加意向を示された方の農地に色が塗られた農地が地域計画に参加する方の農地となります。現在、縦覧に向けて手直しを進めているところでございます。松山市全域の地図になりますので、システム上での提出となります。</p> <p>今後のスケジュールは、2月20日頃に提出した目標地図の素案を基に松山市が農協等の関係機関に1週間程度の期間を決めて、意見聴取を行います。公告前に再度農業委員会へ意見聴取があり、今回の目標地図に変更がなければ、事務処理の迅速化を図るため専決処理とし、直近の総会で専決処理報告させていただきます。</p> <p>3月10日頃に公告の予定ですが、ホームページ上で2週間程度縦覧を行い、3月28日頃に公告を行い、完了となります。</p> <p>説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について目標地図の素案を市へ提出することと意見回答の専決処理について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め了承いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案9件の審議は全て終了いたしました。</p>

	<p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p> <p>私のほうから、連絡事項がございます。</p> <p>まず、先般開催されました委員研修会に御参加いただきありがとうございました。研修資料等を参考に今後の委員会活動に活かしていただければと思います。</p> <p>次に、委員の皆様にお配りしておりますカラー印刷のチラシをご覧ください。令和7年2月16日日曜日に大街道商店街にて、まつやま農林水産まつりが開催されます。委員の皆様もお時間があれば入場いただければと思います。</p> <p>最後に、次回の総会の日程についてです。</p> <p>通常総会となります第258回総会については、令和7年3月10日月曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
越智徹主査	
寺井克之会長	<p>以上をもちまして、本日の第257回総会を閉会します。</p>
渡部純三局長	<p>御起立願います。礼。</p> <p style="text-align: right;">午前10時54分 閉会</p>